

令和2年4月17日

イオン健保・加入各社
人事担当部長 様

イオン健康保険組合
常務理事 高橋 文幸

日頃より大変お世話になっております。

早速ですが、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言を踏まえ、会社が行う定期健康診断（巡回健診）の実施時期を下期等に変更する場合に関連して「人間ドック等健診受診券」の取扱いを2020年度（令和2年度）に限り、以下の通りの運用とさせていただきますので、ご確認願います。

1. 巡回健診対応

定期健康診断を自社の各事業所・店舗等にて集団で受診する方式や、健診日時を指定して自社の被保険者が健診機関に集団で出向いて健康診断を受診する方法を採用している会社様

(1) 健康診断の実務をイオンアイビス社に委託している会社様

- 2020年度の定期健康診断の実施時期が2021年（令和3年）3月末までに実施して頂く場合は、今年度の「人間ドック等健診受診券」の利用を可とします。
※受診券の紙面上の有効期限は令和3年1月31日までとなっておりますが、そのまま活用してください。

(2) 健康診断の実務をイオンアイビス社に委託していない会社様

- 2020年度の定期健康診断の実施時期が2021（令和3年）年3月末までに実施して頂く場合は、今年度の「人間ドック等健診受診券」の利用を可とします。
※ただし、健診実務を委託している健診機関様に対して、その旨を事前にご説明して頂き、健診機関様の理解を得たうえで進めてください。
※受診券の有効期限は令和3年1月31日までとなっておりますが、新型コロナ対策の特例として、そのまま活用する旨を了解して頂く

2. 個人で病院等の健診機関で健康診断を受診する場合

上記の特例は適用できませんので、原則、2021年1月31日までに健診を受診して頂くようご指導願います。

但し、新型コロナ対策の緊急事態宣言等が長期に及ぶ等、社会情勢が大きく変化するような事態になった場合、改めてご連絡申し上げます。

※ご不明な点については、イオン健保の保健事業課（043-212-6048）まで、お問い合わせください。

以上